

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成24年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「復興産業集積区域」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(県税の課税免除)

第2条 復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から平成28年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。

- (1) 個人の事業税 対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後5年以内の各年の所得金額のうち、その対象施設等に係るものとして法第43条の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額
- (2) 法人の事業税 対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から5年以内に終了する事業年度の所得金額又は収入金額のうち、その対象施設等に係るものとして算定方法の例により計算した額に対して課する税額
- (3) 不動産取得税 対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額
- (4) 固定資産税 対象施設等のうち大規模の償却資産（認定日以後において取得したものに限る。）を事業の用に供した後において市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度間において当該償却資産に対して県が課する税額

(課税免除の申請手続)

第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類

を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあっては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 個人の事業税 前条第1号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の申告の期限
- (2) 法人の事業税 前条第2号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (3) 不動産取得税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては対象施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあっては対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (4) 固定資産税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては前条第4号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあっては同号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

（課税免除の決定及び通知）

第4条 局長等は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 局長等は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（他の条例との関係）

第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた対象施設等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

2 この条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に第3条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して1月を経過した日とする。